

返戻金制度について

紹介した人材が、当該人材自身の責に帰すべき事情により企業に解雇された場合、または自己都合により退職した場合等、企業側の責に帰すべからざる事由により解雇、退職に至った場合、当該人材が退職した事を企業から弊社へ書面(メールを含む)にて通知した日を起算日とし、弊社は、通知を受けた日の翌月末までに企業から受領したコンサルティング料の一部を返金するものとする。弊社が返金すべき金額は、コンサルティング料に、解雇または退職までの期間に応じて設定された以下に掲げる返済比率を乗じて算出された金額とする。 入社3か月以内の解雇、退職 50%。

エグゼクティブ株式会社
東京都品川区大崎1-20-16
03-3472-4525
厚生労働大臣許可 13-ユ-305913